

大磯町災害対策本部条例の一部を改正する条例

大磯町災害対策本部条例(昭和 38 年大磯町条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条第 6 項」を「第 23 条第 7 項」に改める。

第 2 条第 3 項中「災害対策部員」を「災害対策本部員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 24 年 6 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄